

## 罰 則 一 覧

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10	1 対象建設工事の届出	20万	51条1号
		2 対象建設工事の変更の届出	20万	
		3 対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	50条1号
	15	分別解体等義務の実施命令	50万	49条
第4章 再資源化等の実施	18 1	発注者への報告の記録	10万	53条1号
	20	再資源化等義務の実施命令	50万	49条
第5章 解体工事業	21	1 登録	懲役1年・50万	48条1号
		2 登録更新	懲役1年・50万	
	25 1	変更の届出	30万	50条2号
	27 1	廃業等の届出	10万	53条1号

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第5章 解体工事業	29 1	登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万	51条3号
	33	標識の掲示	10万	53条3号
	34	帳簿	10万	53条4号
	35 1	事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
	37	1 報告の徴収	20万	51条4号
		1 立入検査	20万	51条5号
第6章 雑則	42	報告の徴収	20万	51条4号
	43 1	立入検査	20万	51条6号

は過料

- この法律に関する問い合わせは、下記までお願いします。  
国土交通省総合政策局 建設業課又は事業総括調整官室  
Tel.03-5253-8111(代)
  - 法律の条文等については、国土交通省HP(総合政策関係、建設業、リサイクルホームページ)をご覧ください。  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>
- 編集・発行：建設副産物リサイクル広報推進会議  
事務局 (財)先端建設技術センター Tel.03-3942-3991

**R100**

古紙配合率100%再生紙を使用しています

届出に関する問い合わせは